

「末広・住吉高架橋(仮称)」

徳島環状線高架下が 「広場」として利用できます!

徳島県では、整備が進む徳島環状線「末広・住吉高架橋(仮称)」について、「まちづくり」や「にぎわい創出」の観点から、高架下空間の有効活用に取り組んでいます。

今回、この一部を各種イベントやマルシェなどが開催できる「広場」としました。ぜひ、ご利用ください。



※写真は令和4年に行われた、自転車のBMX体験会や飲食イベント実証実験より



令和5年10月23日から

申込受付開始



令和5年11月23日から

広場利用可能

利用可能区間・利用料

区画番号	所在地	用途	面積(m ²)	利用料(1日の占用料)
1	徳島市城東町2丁目	広場	576	免除(3,088円)
2	徳島市城東町2丁目	広場	404	免除(2,165円)
3	徳島市城東町2丁目	広場	362	免除(1,940円)
4	徳島市城東町2丁目	広場	323	免除(1,731円)
5	徳島市城東町2丁目	広場	313	免除(1,677円)
6	徳島市城東町2丁目	広場	344	免除(1,844円)
7	徳島市城東町2丁目	広場	423	免除(2,268円)

利用料は
令和7年3月末まで
全額免除!

- 利用料(税込み)は、令和5年10月現在のものです。
- 位置図は裏面をご覧ください。

利用手続き

- 利用手続きは道路法に基づく道路占用申請として行います。
- 利用希望日の1か月前までに「高架下活用提案申込書」を作成して「徳島県道路占用管理システム」から申請してください。(紙での申請も受け付けます。)
- まず高架下活用提案申込書の審査を行い、利用者(占有者)を決定します。
- その後、道路占用申請を受理・審査し、許可証を交付します。
- 後日、郵送される納付書により利用料をお支払いください。(※令和7年4月以降)

利用に関する留意事項

- 利用は地域の活性化に役立つものに限り、特定人の利便を向上させることを目的とした利用はできません。
- 騒音や悪臭など、周辺に悪影響を与えるおそれがある行為は禁止します。
- 球技など物品がフェンスを越えるおそれがある行為は禁止します。
- 広場を利用するために、駐車区画が必要な場合は、併せて申し込んでください。
- 側道と高架下の出入に関する安全対策を講じてください。提出された高架下活用提案申込書を基に、県が警察と協議を行います。
- 電気、水道及びトイレが必要な場合は、利用者が準備してください。

申込み
問い合わせ先

システム全般・高架下活用提案申込 徳島県道路整備課 Tel.088-621-2547

道路占用申請・審査

東部県土整備局 徳島庁舎 Tel.088-653-8817

さらに詳しい
情報はこちら



徳島環状線「末広・住吉高架橋(仮称)」

利用可能区間



※電子地形図25000(国土地理院)を加工して作成

